

時事新報

第二千九百四十七號
明治廿四年三月三日 火曜日
舊曆辛卯正月廿三日 (戊子)
出刊時間
日入午後六時三十分
月入午後五時三十分
年入午後四時三十分
西曆一千八百九十一年

時事新報定價

時事新報一二年三百六十五日一日モ休刊セス其代價
送送料廣告料ヘ左ノ如ク
一 枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三
〇一箇年前金六圓
〇時事新報ハ直接ニ郵送スルモノニ限リ有定價ノ外ニ
〇月十五錢ノ送送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

| | |
|----|------|
| 一行 | 五錢 |
| 二行 | 十錢 |
| 三行 | 十五錢 |
| 四行 | 二十錢 |
| 五行 | 二十五錢 |
| 六行 | 三十錢 |
| 七行 | 三十五錢 |
| 八行 | 四十錢 |
| 九行 | 四十五錢 |
| 十行 | 五十錢 |

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達のため此場合には新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費
を申受く可し

時事新報

國勢退縮

地租輕減は國民の多數を休養するの効なくして立國の
經綸を退却せしむるものなりとは我輩の毎に口を放ち
て論述したる所ありしが衆議院の大多數は政治家の私
情として恰も輕減の非を知りながら俗論に媚びて地租
條例改正の議を唱へイヨク稅率五厘を減せんとする
に至りたるは國の爲めに計りて誠に歎息に餘りありと
云ふべし我輩がツラ／＼日本國歩の艱難を察するに内
に國の弊根をたたくして少くもせざればと危急の勢
は實に外より迫るものと云はざるを得ず外より迫ると
申せば或は清露その他と我輩の恐るる所は斯る
と想像するもあらん歟然れども我輩の恐るる所は斯る
直接の談にあらず日本國小ありと雖も昔一朝咄嗟の戰
争によりて俄に命脈を決するものならんや唯西洋列國
が頻りに競争してゐる／＼富強の度を高め外に向ふの政
略年を追ふて進歩するに引換へ吾は昔後に墮落して
益々その平行を失ひ遂に爲す處を知らざるに至るは洵
に今日の大患として最も痛心に堪へざる所あるのみ鎮
國幾百年既に世界の國勢に後れたる其上に今後亦列
國に先を制せられて我國勢を張るる能はずとせば前
途の成行果して如何あるべきや我輩が常に國民
の決心を喚起し海内に整居したる昔時の陋習を断却し
て廣く世界に國を立てんが爲め死力を盡して奮發せざ
る可らずと切言したる所以にして此急機に處せんとす
るには唯一の金力に外なきが故に人民たる者は各自の
の事業を進むべきは勿論租稅の負擔を甘んじて國費を
助け政府も冗費を節減して朝野提携眞一文字に經世の
大計を務むべしと云ひしに振古未嘗有と聞えたる國會
は更に其邊を思はざるか、内の休養論に汲々として外
あるを知らざるもの如し蓋し國會の人々も國權の大
切なるを思はざるには非ざれども鎖國時代の思想は兎
角その腦裡を脱する能はずして唯内にさへ安樂なれば
夫れにて事足ると心得、知らず識らず遂に大なる誤謬
に陥りたる者ならん况んや其内の安樂と稱する地租の
輕減も實際に恩澤の及ぶ所は多數の小民にあらざして
却て地主の懐を温むる成績を見る可きに於てをや誤
謬を二重にする者と云ふ可し日本の地租重からざるに

非ず政府の冗費多からざるに非ず今その重きを忍び其
多きを節減するは唯文明の世界に國して勢力を張り榮
華を全ふせんが爲めのみ試みに思へ今の列國競争の場
に於て八千萬圓の歳入果して之を大なりと云ふを得る
か英佛諸國の事は容易に企て及ぶ可からずと雖も伊太
利の如き我國人の稍や輕蔑するか少くも同等視する
國にして其土地の面積と云ひ人口と云ひ日本に比して
小なるにも拘はらず彼は凡そ三億六千萬圓の租稅を貢
納し我は僅に八千萬圓に過ぎずして實に四分の一に充
たす白耳義さへも殆んど七千萬圓、土耳其どもも八千
五百万圓に近し抑も日本は伊太利に比肩せんとするか
土耳其、白耳義たらんとするか伊太利の財政困難は困
難に相違なければれども民力は猶我國の四倍を負担して
鞠躬敬進せんとするところには日本は更に地租の八百
萬圓を減じて一步を退かんとせり伊國の如きは軍備に
汲々として爲に國富に背馳せるの費用少からざれば
之を我國に倣はんと欲するには非ざれども其國民が國
の爲めに負擔に堪へて居ざるの勇氣に至ては遺憾か
ら本邦人の企て及ばざる所あり我輩は我國人の勇氣
を促がし都て不生産的の事業に向はずして國富を増進
するの計を講じ以て立國の急に應せんと唱へたるに衆
議院及び世間の方向は之に反し他國の將に化して龍と
やらんとするを傍觀しながら自から三十六騎に甘んじ
池中に潜んで往く／＼さきに其身を危くせんとせり之
を愛國の情に當むもの云ふべし歟日本は日進の國
(Risings Sun)ありとは人も評し吾も自から期する所
にあらざるや而して今は却て日退の國たらんとす願ふに夫
の航海業なり殖民業なり商業なり工業なり將た農業亦
り之を伸張發達せしめんとするに八千萬圓の歳入を以
て何の力を展ふる所ぞ地租輕減は右等の急務に應せん
が爲めに如何なる効能あるべきやを一思せよ
然りと雖も衆議院が地租輕減を唱ふるは決して其本心
に非ざるべし既に本心に非ざれば假令一旦ふれを
可決するもイヨク實行せんとする迄には必ず正當の
判斷に達して挫折するところをべし聞く所によれば貴族
院に於て率ね之に反對ありと云ひ政府に於ても思ふに
認可せざるべしと云ふ我輩は風説の果して眞ならんと
立國の爲めに祈りて止まざる者あり

議院建築意見

議院建築意見(金子堅太郎氏寄稿一昨日の續き)
是より進んで英國國會議院の沿革を陳述せんとす英國
の議院は前に陳述したるが如く英帝の所有に係る王宮
あり往古英帝より國民を王宮に召集して國政に關する
諮問會を開きたるに基き今尚ほ上下の兩院は此ウエス
ミンスターの王宮を以て之に充て別に國會議院と云ふ
特別の建物あらざるあり而して此議院なる王宮は一千
八百二十四年火災の爲に一旦烏有に屬したるが其後政
府は總て議院の建築方法を用ひ人民より其費用を募り其數
九十七萬鎊に及びたり其の中より政府はパアレイ氏の
建築を採擇し適當なるものと決斷して今日の議院を建

築したるものあり併し其パアレイ氏の製圖と雖も一千
八百三十四年火災以前の議院の體形に基き建築したる
ものにして決して新機軸の考案とは云ひ難し其建築に
從事するも多數年にして終に一千八百四十年に今の議
院を落成せしめたり其費用は三百萬鎊あり之を我が邦
貨に換算すれば一千八百萬圓許とす其面積、廣狹及詳
細ある記事等は暫く爰に省略す

英國議院の特色は滿堂の構造をして悉く國家的の精神
より成立たしめ英國の王家、歴史、英雄及賢相に係る事
件を巧に其建物の裝飾又は其棟梁柱の彫刻に適用し
一室一階皆英國歴史の顯著する事蹟を現はさるは
なし是れ實に英國議院の特色にして之を國家的の建築
と云ふも決して誣言にあらざるなり仍ほ英國議院の國
家的建築たることを明示する爲に左に其事蹟を陳述す
べし

第一、パアレイ河畔に沿ひたる議院の一面は其長九百
四十尺にして其壁間又は柱頭に數多の石像を羅列した
るは是れ即ち英國の始祖ウヰリアム第一世より今上帝
ヰクトリアに至るまで歴代帝王の肖像あり人民をして
一見以て英國の議院は王家と密接相離るべからざる
ものと感せしむ

第二、英國の議院にグヰットリヤ、ギヤフレイと稱する
大廣間あり此大廣間は開院式の時に當り皇帝便殿より
上院の議場へ通行する所の廊下あり其の大廣間の右側
にはウヰリアム第一世戰後獨逸の大將アルナルトと英
吉利の大將ウヰルリントンとの兩雄相會して勝利を
祝する壯快なる繪あり又其左側にはウヰリアム第一世
に於て英國海軍の大將ネルソン戰艦の覆没と共に討死
する悲歎なる圖あり是れ皆陸海軍の大戦争の形況を
畫きたるものあり英國運の將に廢滅に垂んとしたる
時に於て英雄の之を挽回したる勇壯活潑の圖を以て此
一大廣間を充滿したり

第三、上院議場の兩側に硝子窓十二あり其硝子は五色の
彩色を以て英國の始祖ウヰリアム第一世より今上帝ウ
ヰクトリアまでの帝王の肖像を映畫したり又其窓と窓
との間には彼の有名なる英帝ジョンに迫てマクナカ
アミー(大憲法)に調印せしめたる十八人の貴族の肖像
を安置せり故に英國上院の議員は其議場に列するに當
り己れが今日の如く上院に於て占有する特權は即ち其
左右に陳列したる貴族十八人の賜なりと云ふ感覺を起
さざるを得ざるなり

第四、下院の議場の建築も亦上院の建築と同一の精神に
基きたるものあり其兩側には十二の窓あり其窓の硝子
は五色の彩色を以て下院の諸議員を撰出したるヤロー
(市區)のアーモリアル、ペヤリントン(定紋)を鏤め出し
たり此定紋は英國の市區に於て古來より使用し來りた
るものにして其市區を表彰する記章あり而して英國の
國會議員は此の定紋を見る毎に下院は英國人民の選舉
に依つて國民を代表する議員の集會場あり故に議員た
るものは各々其撰出地の名譽を第一の目的とし議場内
の言行は其撰出地の定紋を傷けざるに注目するの
感覺を起さざるを得ざるなり

像を一見して如
方に於ては此等
益々之を赫耀せ
一方に於ては我
の言行を以て後
夜服膺して愛國
如し

此等五箇の事柄
會の議院は一隅
傑の偉業の陳列
の方法たるや或
等に鏤刻し以て
鏡法あり是を以
に列して國事を
見、俯しては祖
致すの念慮を發
其議席に若き議
の定紋を見て心
を其聲譽を發揮
外部の建築を以
發揚せしむるの
とも尙くもした
家に忠愛あらし
米國の議院も亦
り今其例證を舉
と云ふ羅馬時代
置せり曾て米國
れたるチャイル
會議院に設置し
イナスと云ふ兩
より出でたるもの
を回顧して米國
米國人民は往古
んが爲に此土に
に獨立の旗幟を
逆無道あるを主
運の國を定めり
而して他の一面
商業は如何すべ
察せしむるの意
ば英米の國體は
主の政體あり一
を建築裝飾する
が如し且つ米國
ト市街の中央に
圍は公園の如く
其内部の裝飾に
見の時代の歴史
勇將猛卒の奮戰
政治家等の肖像
古來歴史上の勳
範を祖先の例に
米國議院の顯赫
の爲に入場する
に入場し其取締
中の勤工場に訪
を食するあり抱
る議院案内の小
を強ゆるもあり
なり然れども是

此等五箇の事柄
會の議院は一隅
傑の偉業の陳列
の方法たるや或
等に鏤刻し以て
鏡法あり是を以
に列して國事を
見、俯しては祖
致すの念慮を發
其議席に若き議
の定紋を見て心
を其聲譽を發揮
外部の建築を以
發揚せしむるの
とも尙くもした
家に忠愛あらし
米國の議院も亦
り今其例證を舉
と云ふ羅馬時代
置せり曾て米國
れたるチャイル
會議院に設置し
イナスと云ふ兩
より出でたるもの
を回顧して米國
米國人民は往古
んが爲に此土に
に獨立の旗幟を
逆無道あるを主
運の國を定めり
而して他の一面
商業は如何すべ
察せしむるの意
ば英米の國體は
主の政體あり一
を建築裝飾する
が如し且つ米國
ト市街の中央に
圍は公園の如く
其内部の裝飾に
見の時代の歴史
勇將猛卒の奮戰
政治家等の肖像
古來歴史上の勳
範を祖先の例に
米國議院の顯赫
の爲に入場する
に入場し其取締
中の勤工場に訪
を食するあり抱
る議院案内の小
を強ゆるもあり
なり然れども是

此等五箇の事柄
會の議院は一隅
傑の偉業の陳列
の方法たるや或
等に鏤刻し以て
鏡法あり是を以
に列して國事を
見、俯しては祖
致すの念慮を發
其議席に若き議
の定紋を見て心
を其聲譽を發揮
外部の建築を以
發揚せしむるの
とも尙くもした
家に忠愛あらし
米國の議院も亦
り今其例證を舉
と云ふ羅馬時代
置せり曾て米國
れたるチャイル
會議院に設置し
イナスと云ふ兩
より出でたるもの
を回顧して米國
米國人民は往古
んが爲に此土に
に獨立の旗幟を
逆無道あるを主
運の國を定めり
而して他の一面
商業は如何すべ
察せしむるの意
ば英米の國體は
主の政體あり一
を建築裝飾する
が如し且つ米國
ト市街の中央に
圍は公園の如く
其内部の裝飾に
見の時代の歴史
勇將猛卒の奮戰
政治家等の肖像
古來歴史上の勳
範を祖先の例に
米國議院の顯赫
の爲に入場する
に入場し其取締
中の勤工場に訪
を食するあり抱
る議院案内の小
を強ゆるもあり
なり然れども是

此等五箇の事柄
會の議院は一隅
傑の偉業の陳列
の方法たるや或
等に鏤刻し以て
鏡法あり是を以
に列して國事を
見、俯しては祖
致すの念慮を發
其議席に若き議
の定紋を見て心
を其聲譽を發揮
外部の建築を以
發揚せしむるの
とも尙くもした
家に忠愛あらし
米國の議院も亦
り今其例證を舉
と云ふ羅馬時代
置せり曾て米國
れたるチャイル
會議院に設置し
イナスと云ふ兩
より出でたるもの
を回顧して米國
米國人民は往古
んが爲に此土に
に獨立の旗幟を
逆無道あるを主
運の國を定めり
而して他の一面
商業は如何すべ
察せしむるの意
ば英米の國體は
主の政體あり一
を建築裝飾する
が如し且つ米國
ト市街の中央に
圍は公園の如く
其内部の裝飾に
見の時代の歴史
勇將猛卒の奮戰
政治家等の肖像
古來歴史上の勳
範を祖先の例に
米國議院の顯赫
の爲に入場する
に入場し其取締
中の勤工場に訪
を食するあり抱
る議院案内の小
を強ゆるもあり
なり然れども是

此等五箇の事柄
會の議院は一隅
傑の偉業の陳列
の方法たるや或
等に鏤刻し以て
鏡法あり是を以
に列して國事を
見、俯しては祖
致すの念慮を發
其議席に若き議
の定紋を見て心
を其聲譽を發揮
外部の建築を以
發揚せしむるの
とも尙くもした
家に忠愛あらし
米國の議院も亦
り今其例證を舉
と云ふ羅馬時代
置せり曾て米國
れたるチャイル
會議院に設置し
イナスと云ふ兩
より出でたるもの
を回顧して米國
米國人民は往古
んが爲に此土に
に獨立の旗幟を
逆無道あるを主
運の國を定めり
而して他の一面
商業は如何すべ
察せしむるの意
ば英米の國體は
主の政體あり一
を建築裝飾する
が如し且つ米國
ト市街の中央に
圍は公園の如く
其内部の裝飾に
見の時代の歴史
勇將猛卒の奮戰
政治家等の肖像
古來歴史上の勳
範を祖先の例に
米國議院の顯赫
の爲に入場する
に入場し其取締
中の勤工場に訪
を食するあり抱
る議院案内の小
を強ゆるもあり
なり然れども是